

(別添)

農畜水産業生産性向上緊急対策事業における
中古品の減価償却資産の耐用年数の算出方法について

本事業における中古品の耐用年数の算出方法については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に準じて、次のとおり行うこととする。

1. 見積法

中古品（減価償却資産）を取得した場合には、原則として取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数とする。

2. 簡便法

見積法による見積もりができないときは、次の簡便法で計算した年数とすることができる。

法定耐用年数を経過したもの	法定耐用年数×0.2
法定耐用年数を経過していないもの	法定耐用年数－（使用経過年数×0.8）

3. 年数の端数及び最低年数

計算により算出した年数が、1年未満の端数は切り捨て、2年未満の年数は2年とする。